

地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程の改正について

1 趣 旨

- 文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく平成 31 年度履行状況調査が、がんセンターにおいて実施された。（平成 31 年 3 月 29 日付 30 文科振第 547 号により通知。調査期間は同年 31 年 5 月から 9 月まで。）
- 調査対象には相談窓口及び告発窓口の整備状況も含まれており、その調査の中で、外部調査員への書面の送付による通報については、公益通報ハンドブック（消費者庁）の記載のとおり、郵送だけでなく電子メールなど電子媒体への表示によるものも含めるよう指摘があった。
- この指摘を受け、地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程について次のとおり改正を行う。

2 改正の概要

法人における通報窓口と同様に、外部調査員についてもファックス及び電子メールによる通報を受け付ける改正を行う。（第 4 条第 6 号）

なお、この改正に伴い、法人ホームページに外部調査員のファックス番号及び電子メールアドレスを掲載する。

3 改正規程

別添「地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程新旧対照表」のとおり。

4 施行年月日

令和元年 11 月理事会議決後、決裁を経て施行。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に
 関する規程新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>(通報)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>6 通報は、通報票(様式)記載事項を満たす書面の送付(ファックス及び電子メールを含む。)によるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(通報)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>6 通報は、通報票(様式)記載事項を満たす書面の送付(ファックス及び電子メールを含む。)によるものとする。<u>ただし、外部調査員に対する通報は、書面の送付(郵送に限る。)によるものとする。</u></p> <p>(略)</p>